

総務産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和 6 年 2 月 20 日（火） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 田村委員長・松岡副委員長・重廣委員・重村委員・吉津委員・
有田委員・早川委員・西村委員・田中委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・釧物次長
8. 協議事項
3 月定例会本会議（2 月 16 日）から付託された事件（議案 2 件）
9. 傍聴者 1 名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 9 時 46 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 6 年 2 月 20 日

総務産業常任委員長

田 村 大 治 郎

記 録 調 製 者

釧 物 伸 次

田村委員長 本日の出席委員については委員 9 人 であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 2 件について、審査を行います。はじめに、議案第 3 号「令和 5 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

掘経済観光部長 観光政策課所管の本議案につきましては、補正予算書の 139 ページから 146 ページまでのとおりであり、補足説明は特にございませぬ。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

早川委員 この事業の減額理由をご説明ください。

上田観光政策課長補佐 当初予定しておりましたポンプ等の更新工事につきましては、実施に当たりまして設計技術者であったりポンプメーカーさんであったり交えて再度検討しましたところ、耐用年数を迎えているものの稼働状況が良好であるといったところから、一度に全ての更新工事を実施するのではなく、時期をずらした上での更新のほう望ましいと、そういった判断にいったところから一部更新工事を実施せず減額補正としております。

重村委員 それではちょっと今の早川委員の質問の答弁を少し深掘りさせてもらいますけれども、結局その理由によって一般会計からの繰入金っていうのが 2,600 万円余りのお金が 1,100 万円余り必要なくなったということで減額されるということだと思います。この年度の当初予算の審査のときに、確か重廣議員のほうからポンプ、耐用年数がきたからといって全て替えるという考え方じゃなくてそのポンプの状況とかいうのを把握して、耐用年数になったら法的に絶対に替えないといけないものかどうか。もう少し状況を見ながらこういう事業は進めたほうがいいんじゃないかという提案的なものがあつたと思いますけど、それに基づいて執行部のほうも業者と調整をされてそういう結論を出したという見解でよろしいですか。

上田観光政策課長補佐 委員おっしゃられるとおり、昨年の 3 月の委員会においてそういったご指摘をいただいたところからも再度検討した結果でございます。

重村委員 これ今後のことになるかと思いますが、今回はそうやって今年度のところでは必要なくなったということで、繰入金を減額して会計を整えるということをされましたけれども、来年度からそのポンプに対して4台ともというのではなくて、随時、このポンプに関しては交換の時期だとか、このポンプはまだ正常に動いているとかそういうのを勘案しながら毎年そういったポンプの更新事業はしていくというような考え方でよろしいですか。

上田観光政策課長補佐 次年度以降につきましても、ポンプの稼働状況なりを確認いたしまして、メーカーなりいろいろな方の助言をいただきまして更新の計画を立てていきたいと考えております。

早川委員 予算書6ページの繰越明許費の観光費のところの事業内容を説明いただけますか。

上田観光政策課長補佐 繰越明許費の関係ですね。これにつきましては事業内容としては…

早川委員 一般会計でした、すいません。申し訳ないです。

重村委員 それでは歳入の使用料及び手数料についてお伺いをします。今回、22万3千円ほど3月末の見通しをした場合にこのぐらい減額しないといけないと。この減額についてはどういう原因で減額をされているのか確認をしておきたいと思います。

上田観光政策課長補佐 今年度の実績なり、今後の見込みにより算定しておるところですけれども、令和5年の11月から一部旅館の配湯が終了しておる、こういったところも原因じゃなかろうかと思っております。

重村委員 大変よくわかりました。それで使用料のところの関係でちょっと一点お尋ねしますが、この予算書には表れてませんけども、以前廃業されたホテルの関係で徴収できない利用料っていうのがあると思います。そのときの委員会での答弁は、なんとなくですけど決算時に不能欠損として落としていくのかなあと、その徴収できていない案件に関してはね。これについて利用料の滞納の部分、これについてはその後動きがあったのか、今後どのような方針なのかお尋ねをしたいと思います。

上田観光政策課長補佐 その部分につきましては手続き上可能な状況であることを確認できれば、委員おっしゃられるようにそういった欠損なりの手続きに入っていくのではないかと考えております。

田中委員 予算書からこの財源なんですけれども、歳出ですね。その他の財源のほうに一般財源から振り分けていらっしゃるんですけど、この理由というか何かありましたらお願いします。

田村委員長 ページが。144ページのことですか。

田中委員 142ページ、144ページ。一般管理費の内訳。補正。一般財源178万

減額されてその他のところで…すいません、144 ページです。その他の財源をお伺いします。21 万 7,000 円というのが、その他の財源、どこからの財源なのかお伺いします。

上田観光政策課長補佐 こちらは配湯利用料からとなります。

田中委員 その一般財源で元々17 万 8,000 円ついていたのを、こちらのほうに、その他のほうの財源を使うことになった理由があるんでしょうか、お伺いします。

堀経済観光部長 ポンプについては先程お話のとおり、減になったわけですが、その財源調整という形でこの度配湯利用料はこちらのほうに充てたという格好になっております。

田村委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 3 号の全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:40 —

— 再開 9:41 —

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、議案第 20 号「長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 議案第 20 号でございますが、過ぐる 2 月 16 日、今 3 月定例会初日に市長が申し上げました提案説明及び議案参考資料 5 ページに記載のとおりでございまして特に補足すべきことはございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 1 回説明もいただいておりますけれども少し詳しく。改正する条例の内容を見ると、早い話、オンラインで申請された証明書を発送する、そこには証明書の手数料っていうのが、元々から存在しますけど、早い話、送ったときに郵便代ですよね。郵送料。これを含めて請求された方に、市民の方に請求することができるという条例の改正だという認識でよろしゅうございますか。

林税務課長 こちらから証明を発送するために郵券料ということでございます。

重村委員 多分、以前はこれほどネット社会でない時代は窓口まで来て、そこで手数料を払って持ち帰るというのが、現状の手続きの作業の一連だったと思うんです。今、こういったオンラインで申請される場合の対応の仕方っていうのを改善していくということなんでしょうけど、これによって例えば市役所の手続き業務がどういったことが起きるのか。簡素化が図られていくのか。それとも全く変わらないけれども、長門市が負担する部分だけが軽減されるのか。財政的に。そういった観点なのか。そういう観点ではどのように今回の条例改正案っていうのは受け止められているのか確認をしたいと思います。

林税務課長 これまで郵便請求等で市役所のほうに証明書の請求をされておりました。そこを LINE でということになっております。例えば所得課税証明書とかなどにつきましては、長門市から市外へ転出された方につきましては、便利になろうかと思っております。かつ、郵送料の支払いも LINE Pay などで行うということで、その辺は便利になるであろうと思っております。

重廣委員 今の質疑ですけども、ちょっと答弁になっていないなど。業務上、市役所の職員の方の業務といいますか、手続き、簡易になったとか、余計難しくなったとか、そういう判断はどのようにされているか。

林税務課長 職員の業務につきましては、これまで郵送で請求されていた部分を LINE でということですが、見えるほど軽減されるとは思ってはおりません。

重廣委員 オンライン申請の利用率、どのくらい増えてきたのか。現在約何%くらいオンラインに変更しつつあるとかいう統計といいますか、数字的なものはありますか。

林税務課長 現在は LINE では出来ておりませんので 0%でございます。

田村委員長 ほかにご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 20 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。